

北海道災害派遣福祉チーム マニュアル 総論編（案）

1 目的

このマニュアルは、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する災害派遣福祉チームの活動に関して、その具体的な手順を定め、円滑な運用に資することを目的として作成するものである。

2 災害派遣福祉チームの概要

北海道災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）は、災害が発生した場合に、一般避難所等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援する。

チームは社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士等から構成され、1チーム3～5名程度で編成する。

チームの主な活動内容は要綱第4条のとおり。

3 活動の流れ

(1) 派遣要請

被災自治体から道へ派遣要請を受ける。

(2) ネットワーク構成団体及び協力法人と調整

道は、ネットワーク構成団体及び協力法人と調整を行い、派遣するチームを作る。

(3) 協力法人へ派遣要請

チーム員が属する法人へ派遣を要請し、派遣の準備を行う。

(4) 派遣の実施

被災地の避難所等で活動を実施する。

(5) 報告書の提出

活動終了後、チームリーダーは、道に対し活動報告を行う。

4 関係団体等との連携

チームは、被災者の支援のために、下記団体と連携して活動を実施すること

(1) DMAT（災害派遣医療チーム）

(2) DCAT（災害派遣ケアチーム）

(3) DPAT（災害派遣精神医療チーム）

(4) 健康相談班（保健師等による）

地方自治体の保健師等が被災地に派遣され、住民の健康管理や情報収集等、避難所等における被災者の健康管理に関する相談や関係機関との調整を行う。

【連携の例】

健康相談班の活動と重複がないよう、情報の共有や役割分担を明確にするなど、綿密な連携を行い、災害派遣福祉チームの活動を展開していくことで、より短期間のうちに必要な支援を提供する。

(5) 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会等）

市町村社会福祉協議会等に災害ボランティアセンターが設置され、ボランティアの派遣調整を行う。

(6) NPO・ボランティア団体（道外含む）

自前の装備で被災地に駆けつけ、様々な被災者支援活動を行う。

5 支援に関する留意事項

- (1) 被災地では状況が常に変化し、様々な事態が起こる可能性があるため、本マニュアルを参考にしつつ、その都度チーム員が現場の状況を判断し、行動することが望まれること。
- (2) 避難所における支援については、運営主体と十分連携しながら実施すること。なお、避難所は行政主体で運営されているケースのほか、避難者自身による自主組織が中心となり、仕事を分担して運営されている場合もあるため、注意が必要であること。
- (3) 避難所の支援においては、内閣府による「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難所運営ガイドライン」並びに被災市町村の避難所運営マニュアル等を参考に、運営体制についてよく理解したうえで支援に入ること。
- (4) 一般避難所等での支援は、運営主体及び避難所となっている施設の意向や状況を確認しながら行うこと。
- (5) 派遣中は、毎日チーム員でミーティングを行い、報告・連絡・相談を欠かさないこと。
- (6) 被災者や被災地の自立を助長するような支援を心掛けること。